

受益者のみなさま

2025年4月吉日

中銀アセットマネジメント株式会社

約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社投資信託につきまして、下記のとおり約款変更を実施しましたので、お知らせ申し上げます。本件変更後も運用方針および運用プロセスには変更はございません。また、本件変更は、重大な約款変更には該当いたしません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象投資信託

ちゅうぎん日経225インデックスファンド
つみたて日経225インデックスファンド
ちゅうぎん日本大型株アクティブファンド（愛称：未来のゆめ）
先進国資産配分コントロールファンド<安定型>（愛称：コア安定）
先進国資産配分コントロールファンド<成長型>（愛称：コア成長）
せとうち応援株式ファンド（愛称：せとうちサポーター）

2. 約款変更日

2025年4月1日（火）

3. 変更内容

投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正により、運用報告書の交付義務に関する規定が変更され、電磁的方法を含む情報提供義務に改められました。これに伴い、弊社投資信託の約款についても記載内容を修正いたします。くわしくは、別紙の「約款の新旧対照表」をご確認ください。

以上

- ・ 本件に関するお問い合わせ

中銀アセットマネジメント株式会社 マーケティング部 086-224-5310

【受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時】

- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社へお問い合わせください。

<約款の新旧対照表>

ちゅうぎん日経225インデックスファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求</u>があった場合には、<u>当該方法により行うものとします</u>。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求</u>があった場合には、<u>これを交付します</u>。</p>

つみたて日経225インデックスファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求</u>があった場合には、<u>当該方法により行うものとします</u>。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求</u>があった場合には、<u>これを交付します</u>。</p>

ちゅうぎん日本大型株アクティブファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求</u>があった場合には、<u>当該方法により行うものとします</u>。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求</u>があった場合には、<u>これを交付します</u>。</p>

先進国資産配分コントロールファンド<安定型>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

先進国資産配分コントロールファンド<成長型>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

せとうち応援株式ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項</u>を電磁的方法により提供します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。</u></p>

以上